

# 令和4年度第1回武豊町都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 令和4年4月27日(水) 午前10時00分
- 2 開催場所 武豊町役場2階 全員協議会室
- 3 議 題 付議第1号  
建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置について
- 4 出席者 学識経験者 榊原 延幸  
学識経験者 土屋 富好  
学識経験者 原田 時男  
学識経験者 中川 美知夫  
学識経験者 岩瀬 計介  
武豊町議会議員 甲斐 百合子  
武豊町議会議員 梶田 進  
武豊町議会議員 青木 信哉  
武豊町議会議員 石川 義治  
武豊町議会議員 大岩 保  
武豊町議会議員 鈴木 一也  
  
欠席者 学識経験者 橋詰 弥久雄  
武豊町議会議員 森田 義弘  
  
事務局 建設部長 山田 晴市  
都市計画課 明壁 直久、榊原 利幸、上米良 政希、繁尾 卓摩  
  
関係者 愛知県知多建設事務所建築課  
石原 徳夫、千賀 敬造、八木 裕佑、青野 弘和  
環境課 北河 晃、榊原 一孝  
都市計画課 野村 孝、杉浦 諒一、竹内 良介
- 5 付 議 愛知県より武豊町都市計画審議会へ「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」付議

## 6 議事録署名委員の指名

武豊町都市計画審議会運営規程第9条により、鈴木一也委員及び甲斐百合子委員を議事録署名委員に指名した。

## 7 会議開催要件の確認

委員13名中11名の出席者につき、武豊町都市計画審議会条例第6条第2項の規定により成立。

## 8 審議内容

議長が付議第1号に関する説明を求め、愛知県より説明を行った。以下、説明内容。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかをご審議いただくものである。

### 【資料2ページ「建築基準法第51条」について説明】

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。となっている。

条文の6行目のかっこの中にあるとおり、「その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会」の議を経た上で許可することになっているため、今回、武豊町都市計画審議会にお諮りさせていただく。

### 【資料3ページ、4ページ「事業概要」について説明】

○申請者は、株式会社エイゼン 代表取締役 永田 喜裕

○敷地の位置は、知多郡武豊町字二ツ峯 361 ほか3筆

○敷地面積は、6,216.35 m<sup>2</sup>

○建築物は、新設が1棟で、延べ面積は1,770.29 m<sup>2</sup>

○処理施設の1日の能力は、一般廃棄物の中間処理施設で31.26 tを計画している。

他に産業廃棄物の処理施設としても破碎機を使用するため、令和4年7月上旬に愛知県都市計画審議会においてご審議いただく予定となっている。

本施設は主に家庭や公共事業、建設工事に伴って排出される刈草、剪定枝等のいわ

ゆる生木の破碎処理する事業を行うもので、この事業において、破碎処理する工程が、一般廃棄物の中間処理に該当しその処理能力が1日あたり5 tを超えるため、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となったものである。

【資料5ページ「総括図」について説明】

図面中央の赤丸で示した「建設地」と書かれたところが敷地の位置で、半田インターチェンジより南西へ約2.3kmのところにある。当該敷地は市街化調整区域に位置し、その周辺も同様となっている。

【資料6ページ「付近状況図」について説明】

建設地は、図面の中央やや左の赤い斜線で示した部分であり、その周辺の状況は、南側は武豊町道本宮山線、北側及び西側は農地、東側は鶏舎に接している。建設地周辺の建築物は、鶏舎、牛舎及び倉庫である。

【資料7ページ「計画図」について説明】

この図面は、敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが廃棄物処理装置を設置する建築物、紫破線で囲まれたものが廃棄物処理装置である破碎機である。また凡例にはないが、黒一点鎖線で囲まれたものが廃棄物保管場所である。

敷地への車両出入口は、黒い三角印で示しており、敷地の外周には、図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めている。また、従業員用及び搬出入車両用の駐車場を敷地内に確保し、搬出入車両の待機場所も敷地内に適切に確保し、周辺への影響が少なくなるよう計画している。

なお、環境に対する影響については、生活環境影響調査を実施し、騒音・振動等において、すべて環境保全目標を満たしている。

## 9 質疑

(委員)

騒音と振動に関して環境に影響はないとの説明があったが、養鶏場が隣接されており生き物に対しても騒音や振動による影響がないか心配である。生き物に対する影響についてはどのように考えているか。

(愛知県)

建設地の道路を挟んで東側に鶏舎がある。鶏舎に対する環境への影響について生活環境影響調査を実施した結果、敷地境界における騒音の規制基準 60 dBに対し、稼働時の予測結果は 51 dBである。また、振動に関しては規制基準の 65 dBに対し 51 dBであり、規制基準値以下であることを確認している。

(委員)

刈草、剪定枝で1日あたり5 tを超える処理能力となると、大規模な施設のように感

じるが、町内の処分場という考えか、町外からも持ち運ばれるのか。

(愛知県)

基本的には武豊町民の方が家庭で剪定した枝や刈草が搬入される。

事業系のものは、例えば役場敷地内で剪定している枝木や公共事業で排出される街路樹等の剪定枝が搬入される。

(委員)

町内の刈草、剪定枝のみが搬入されるという考えでよいか。

(愛知県)

事業系のものについては町内のみではなく、通常今まで株式会社エイゼンが受け入れている町外の生木の剪定枝についても、この施設で受け入れるということを聞いている。

(委員)

町外のものも搬入されるとなると、搬入車両の交通量が気になるが、その点について対策等を考えているか。

(愛知県)

搬入車両については、1日あたり大型車10台、小型車42台を想定している。

また、1時間あたりの平均にすると小型車は6台、大型車は2台を想定している。

(委員)

1時間あたり合計8台ということだが、渋滞の心配はないという考えでよいか。

(愛知県)

資料7ページの計画図をご覧いただくと、図面右下の三角の塗りつぶしの部分が搬出入口となっている。ここから、武豊町民専用の経路を通って、家庭内で剪定された刈草、剪定枝について町民の方に搬入いただく。全体として小型車42台を見込んでいるが、この外周に沿って町民の方に入ってきてもらい、実際の搬入については図面破碎処理棟左上に記載されている、破碎前保管場所に搬入いただく。

事業系の方は、事業系専用の搬入者レーンから入っていただき、計量した後、先ほど説明した破碎前保管場所の左下の部分に搬入してもらう動線になる。

先ほど説明させていただいたとおり1時間あたりの搬入が、小型車は6台、大型車は2台の想定であり、搬出入口から破碎前保管場所までの動線が長く確保されているため、渋滞したとしても敷地内で対応ができると考えている。

(委員)

工事前に住民説明会等を開催する予定か。

(愛知県)

武豊町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例に基づき、事前説明を実施している。その際に武豊町の北山地区の方に向けて事前説明を実施している。

(委員)

産業廃棄物についても刈草、剪定枝のみを対象とするということだが、破碎機の規模が大きく 100%稼働した場合、相当な量が搬入されると考えられる。産業廃棄物は株式会社エイゼンが集めた範囲内とのことだが、今後営業範囲を広げた場合は町民の刈草、剪定枝の量を超えて搬入される可能性も考えられるのではないか。株式会社エイゼンの営業範囲内とし、今後拡大されていくことも許されるのか確認したい。

もう一点として、この審議会では一般廃棄物で許可を出すことに関し、刈草、剪定枝に限定しての議論だが、破碎機の容量が大きいこともあり、将来的に他の一般廃棄物にも拡大されるのではないかという心配があるが、そのことについての担保はどのようになるか。

(愛知県)

今回の施設の処理能力は 31.26 t であるが、実際の受け入れ量として見込んでいるのは一般廃棄物 19 t、産業廃棄物は 1 t である。受け入れる対象は、刈草及び剪定枝の生木である。

資源化ということについては今後も増えていくことは見込まれる。現在の見込み量から大きくずれることはないが、増加傾向にあることは事実である。しかし、処理能力を超えることはできないので、廃棄物処理の許可の範囲内で操業していくものと考えている。

(委員)

建築廃材も将来的に搬入されることはあるのか。

(愛知県)

例えば、住宅の解体に伴い発生する柱や梁のような乾燥した木材等は今回の施設では受け入れない。あくまでも剪定した刈草や生木であって建設物の木材ではない。

## 10 採決

会長が他の意見等がないことを確認し、「付議第 1 号 建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」原案のとおり答申することを挙手により採決。全員賛成により可決した。